

養老町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

養老町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

「学校における働き方改革」は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的としている。これを町として推進していくことは、「養老町まちづくりビジョン」において設定された、「質の高い教育が実施されるまち」「子どもたちが健全に成長できるまち」「すべての人の人権が尊重されるまち」の具現、そして、養老町が目指す教育の実現に確かにつながるものであると考える。

(2) 本町の現状

本町では、令和元年8月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校における働き方改革プラン」を作成し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	36:39	34.3%	0%
中学校	37:55	32.7%	0%

小学校、中学校ともに時間外在校等時間が45時間を超える割合が30%を超えており、未だに多い状況である。生徒指導や事務作業、従来の知識・経験では対応できない業務などの負担感が大きくなっており、校務の効率化、業務の標準化、業務分担の適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年次有給休暇を月1回程度・年12日以上取得するようにする。
- ・「早く帰る日（水曜日と8のつく日）」の達成率を100%にする。
(やむを得ず早く帰る日に帰れない場合は、別の日に実施する。)
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校給食費の段階的無償化を継続する。
- ・学校備品とすべきものは、共同学校事務室で検討をし、備品として購入する。
- ・児童生徒が使用する教材や教具などは、できる限り、事業者から保護者が直接購入することができるようにする。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校以外の相談窓口（教育相談、発達相談）については、年度当初に保護者に周知する。
- ・解決が困難な場合は、弁護士等専門家の指導・助言が得られるようにする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内等の清掃は、学校の状況に応じて、実施回数や範囲を合理化するとともに、必要に応じて、学校支援ボランティアの協力もいただき、実施する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・中学校の休日の部活動は、地域展開を推進する。平日の部活動については、活動内容や時間を見直すことにより負担を軽減する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・スクール・サポート・スタッフを配置し、印刷や教材整理等に関わる教員の負担軽減に努める。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用し、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・学校閉庁期間をはじめ、長期休業期間中には、連続して特別休暇や年次有給休暇を取得するなどして、心身のリフレッシュに努める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・教育委員会は、各学校の把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校は、教育職員の時間外在校等時間の状況等について、毎年度、学校運営協議会で報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。